

婚姻届

令和 年 月 日届出
長
(あて先)

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印						
送付 令和 年 月 日 第 号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	決裁	附票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンは使用しないでください。)

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	番地番 号
本籍	番地番 号

令和 年 月 日 午前 時 分受領 午後
夫 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
妻 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
使用者 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
送付 令和 年 月 日
確認 通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	氏名	氏名	氏名	氏名
(2) 住所	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日	
	番地番 号	番地番 号	番地番 号	番地番 号
(3) 本籍	番地番 号		番地番 号	
	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父	続き柄	父	続き柄
	母	男	母	女
	養父	続き柄	養父	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(5) 同居を始めたとき	平成・令和 年 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め) たときのうち早いほうを書いてください	
	初婚・再婚の別		初婚・再婚の別	
(6) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(7) 夫妻の職業	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
(8) その他	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	6. 仕事をしている者のいない世帯			
(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
夫の職業		妻の職業		
届出人署名 (※押印は任意)		夫 印		妻 印
事件簿番号		住定年月日 夫 昭和 平成 令和 年 月 日 妻 昭和 平成 令和 年 月 日		

連絡先(夫・妻・その他)

電話() 番

自宅・勤務先[]・携帯

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎ 署名は必ず本人が自署してください